

令和7年矢巾町議会定例会1月第2回会議目次

議案目次 1

第 1 号 (1月29日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情の審査報告	5

6 請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願

○報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	7
○報告第2号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	9
○議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について	10
○議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	10
○発議案第2号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出について	16
○散 会	18

○署名 19

議案目次

令和7年矢巾町議会定例会1月第2回会議

1. 請願・陳情の審査報告

6 請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」
の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願

2. 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

3. 報告第2号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

4. 議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

5. 議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

6. 発議案第2号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の 廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出について

令和7年矢巾町議会定例会1月第2回会議議事日程（第1号）

令和7年1月29日（水）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情の審査報告

6 請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」
の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願

第 4 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 5 報告第2号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 6 議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

第 7 議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

第 8 発議案第2号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」
の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	高 橋 恵	議員	2番	高 橋 敬 太	議員
3番	横 澤 駿 一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉 田 喜 博	議員	6番	藤 原 信 悅	議員
7番	齊 藤 勝 浩	議員	8番	小 川 文 子	議員
11番	山 本 好 章	議員	12番	高 橋 安 子	議員
13番	水 本 淳 一	議員	14番	村 松 信 一	議員

15番 昆 秀一 議員
17番 谷 上 知子 議員

16番 赤丸秀雄 議員
18番 廣田清実 議員

欠席議員（2名）

9番 木村 豊 議員 10番 小笠原 佳子 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造君	副町長 岩渕和弘君
政策推進監略課 兼未来戦略課長 吉岡律司君	総務課長 田村英典君
企画財政課長 花立孝美君	福祉課長 野中伸悦君
健康長寿課長 田口征寛君	こども家庭課 長 村松徹君
産業観光課長 村井秀吉君	道路住宅課長 水沼秀之君
教育長 菊池広親君	学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長 高橋雅明君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 徹君
主任主事 渋田稀結君

議会事務局長
補佐 千葉欣江君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、9番、木村豊議員、10番、小笠原佳子議員は都合により欠席する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから令和7年矢巾町議会定例会を再開します。

これより1月第2回会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

4番 ササキマサヒロ 議員

5番 吉田喜博 議員

6番 藤原信悦 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の1月第2回会議の会議期間は、1月23日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、1月第2回会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 請願・陳情の審査報告

6 請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願

○議長（廣田清実議員） 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員会に付託しておりました6 請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願の審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

小川文子議員。

（教育民生常任委員長 小川文子議員 登壇）

○教育民生常任委員長（小川文子議員） 矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、小川文子。

請願審査報告書。

本委員会が令和7年矢巾町議会定例会1月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。 1、付議事件名。6 請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願。請願者、盛岡市大通1丁目1番16号、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、支部長、青野大祐。紹介議員、山本好章。

2、委員会開催年月日。令和7年1月14日火曜日。

3、出席委員。小川文子、水本淳一、高橋恵、横澤駿一、昆秀一、谷上知子。

4、審査経過。令和7年1月14日午後1時から、委員全員出席の下、6 請願第3号について、参考人として岩手県教職員組合いわて盛岡支部、書記長の福士晴彦氏の出席を求め、請願趣旨の説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議をした。

5、審査結果。6 請願第3号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。学校現場では、教員希望者の減少に加え、教職員の病気休職者及び早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、教職調整額相当以上の時間外労働を行っている状況であり、教職員の健康と福祉を守るために、長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。

教職員の勤務環境の改善を求め、教職員が一人一人の子どもに十分向き合える環境の整備

と、子どもたちの豊かな学びを保障するためには、勤務環境改善の障害となる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を廃止し、適正な時間外手当を支給するとともに、長時間労働の是正を図るために国として具体的業務削減策を示し、実効性のある学校の働き方改革を進めることが必要と考える。

以上のことから、本請願の趣旨は理解できるものと判断し、採択すべきものと決定をいたしました。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。6請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願を起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、6請願第3号は採択することに決定いたしました。

日程第4 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決
処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第4、報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第1号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告する事故につきましては、矢巾町流通センター南2丁目地内において、相手方車両が水路に設置しておりましたグレーチングを通過した際、グレーチングが跳ね上がり、オイルパンを破損したものであります。

破損に係る賠償については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合が10割との査定から、修繕代金17万9,669円を支払うものであります。

なお、このことに関しましては、本年1月7日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） グレーチングの部分についてお伺いします。

グレーチングは、そもそもその上を車両が通る形にはなっていないはずなのですが、今回どういう形でこれを通ったのか。また、その対策ですが、これを固定するような形で施工は終わっているのか、その部分を確認させてください。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現況といたしましては、流通センター内の通路上を横断する開渠の側溝にボルト等でとまっているグレーチングが乗っかっているような状況でございまして、水路のグレーチングの受け側のほうのコンクリートが経年劣化により破損いたしまして、そこの部分にちょうど乗り上げたためにグレーチングが跳ね上がったというものでございます。

流通センター内につきましては、全ての水路等がおおむね50年を経過しております、ボルト止め等のグレーチングというのはなくて、全て開渠にそのまま置いてあるタイプのグレーチングになっております。私どものほうでも、ほかにも劣化しているところが多々ございますので、計画的に修繕を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 対策では、点検しながらという話で、それはよろしいかと思います

が、今回事故が起きた部分については、修理可能だったのか、ボルトどめができたのか、その状況はどうなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

側溝の構造上ボルトどめはできないものでございまして、コンクリート部分を補修してグレーチングのほうを設置し直したという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

日程第5 報告第2号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決 処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、報告第2号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第2号 自動車交通事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

今回報告する事故につきましては、矢巾町大字和味第3地割地内において町職員が公用車を停車した際、サイドブレーキの効きが甘かったために、車を降りた後、降車後自走し、隣接する相手方所有地入り口の単管パイプバリケードに衝突し、破損させたものであります。

破損に係る賠償については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、本町の過失割合が10割との査定から、バリケードの修繕代金14万972円を支払うものであります。

なお、このことに関しましては、本年1月7日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

日程第6 議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について

日程第7 議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りいたします。

日程第6、議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について、日程第7、議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、この2議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第8号から日程第7、議案第9号までの2議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました2つの会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、3款民生費の物価高騰対策給付金給付事業を新設補正し、7款商工費の中小企業支援事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億

5,869万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億7,924万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、4款国庫支出金の事務処理システム改修費補助金を新設補正し、8款繰入金の事務費等繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費の介護保険一般管理事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3,909万7,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりましてご説明いたします。11ページをお願いします。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。また、主なものについて説明をさせていただきます。

歳入。14款国庫支出金、2項国庫補助金1億3,012万6,000円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増となります。今回の補正増は、交付金の推奨事業分及び低所得世帯支援分の配分額が決定したことによる増となります。

15款県支出金、2項県補助金210万円。結婚新生活支援事業費補助金の増で、県が3分の2、町が3分の1を負担する補助事業ですが、対象者の増による補正となります。

18款繰入金、2項基金繰入金2,646万4,000円。財政調整基金の繰入金の増2,646万4,000円によりまして、財政調整基金の残高は8億8,244万1,000円となります。

続きまして、歳出補正の説明をさせていただきます。15ページにお進み願います。歳出補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。

歳出。2款総務費、1項総務管理費541万6,000円。企画事業の増ですが、公共交通事業者への物価高騰対応支援給付金は、6つの事業者、車両70台を対象としたものとなります。また、申請者の増に伴う結婚新生活支援補助金の増となります。

3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対策給付金給付事業7,338万3,000円は、国の低所得者向けの物価高騰対策として、非課税世帯に1世帯当たり3万円、家計急変世帯に3万円、子ども加算として1人につき2万円加算となる給付金を給付するものです。

16ページに参りまして、障害福祉総務事業の増245万8,000円、老人福祉総務事業の増326万円は、障がい者福祉施設の32施設及び高齢者福祉施設の44施設に対する物価高騰対応支援給付金となります。項の合計は8,031万1,000円となります。

同じく2項児童福祉費95万円。児童福祉総務事業の増95万円は、児童福祉施設の11施設に対する物価高騰対応支援給付金となります。

17ページに参りまして、4款衛生費、1項保健衛生費416万4,000円。保健衛生総務事業の増416万4,000円は、医療施設の62施設への物価高騰対応支援給付金となります。

6款農林水産業費、1項農業費340万6,000円。持続可能な農業経営体育成事業の増100万円は、企業版ふるさと納税を100万円いただいておりますが、その用途の指定があり、担い手生産振興補助金を増額するものです。畜産生産振興事業の増240万6,000円は、畜産農家への物価高騰対応支援給付金となります。

7款商工費、1項商工費、商工業振興事業の増6,285万3,000円は、18ページに参りまして、運輸事業者の車両台数1,800台に対する物価高騰対応支援給付金及び中小企業者300社へのエネルギー価格高騰支援給付金となります。項の合計は6,285万3,000円となります。

8款土木費、2項道路橋梁費、組替えの補正となります。同じく4項都市計画費49万円。

19ページに参りまして、10款教育費、1項教育総務費110万円。

以上で議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正は、介護保険料算定に係る国の制度改正に対応するため、本町の介護保険システムを改修するための補正となっております。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。

2、歳入。4款国庫支出金、2項国庫補助金、項の補正額121万円となります。

続きまして、8款繰入金、1項一般会計繰入金、項の補正額121万円の増となります。歳出

の介護保険一般管理事業の増に伴いまして、それぞれ増額するものとなります。

続いて、15ページをお開き願います。3、歳出。1款総務費、1項総務管理費、項の補正額242万円の増となります。介護保険料算定に係る国の制度改正に対応するため、本町の介護保険システムを改修するための委託料を増額するものとなります。

なお、国の制度改正の内容でございますが、所得段階第1段階と第2段階、また第4段階と第5段階の境界にそれぞれ年金収入80万円の基準がございます。この基準設定時の老齢基礎年金の満額支給額、年79万4,500円であったものが令和6年に80万9,000円となったことを踏まえまして、令和7年4月から基準の年金収入を80万円から80万9,000円に見直し、今期の介護保険事業計画においての第1段階、また第4段階の要件を満たす方の段階の上昇がないように、基準額が調整されるものとなっております。

以上をもちまして、議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。日程第6、議案第8号から日程第7、議案第9号までの補正2議案について、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

それでは、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 16ページの障害者福祉施設等物価高騰対応重点支援給付金、以前これもあったかと思うのですけれども、最初提案されたときは訪問系というのが入らないで、通所系だけの給付だったのですけれども、その後訪問のほうも入ってきたのですけれども、今回のほうはヘルパーとか、訪問のほうはどうなっているでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

それにつきましても、今回は対応するということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） 18ページの運輸事業者物価高騰対応重点支援給付金についてなのですけれども、これは介護タクシー、個人タクシーに入っているのか。一般乗用旅客自動車運送業の限定になっていて、介護タクシーがタクシー事業にはなると思うのですけれども、そこら辺はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの運輸事業者物価高騰対応の要件といたしましては、こちらの貨物自動車運送事業を営む中小企業者を対象とするものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

昆秀一議員。

○15番（昆秀一議員） バスとかタクシーのほうもなかったのですけれども、そこら辺はどうなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） バス、タクシー、対象になってございます。これは、15ページの交通事業者物価高騰対応重点支援給付金のほうに入ってございます。よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 18ページの公園費で37万ほど計上されておりますが……

○議長（廣田清実議員） すみません、マイク上げて。

○14番（村松信一議員） 18ページの公園費の37万、僅かですけれども、この補修する公園とその内容を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

内容といたしましては、北川公園のメーターボックスの交換と、下田公園の街路灯の修繕となってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 17ページの畜産生産振興事業の増で、昨年の支給内容とまずほぼ同じと思いますけれども、豚に関してどういうふうな状況になっているのかお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えさせていただきます。

今回の豚につきましては、経営規模が5,000頭以上飼育している場合は対象から除くというような内容にさせていただいておりました。となりますと、恐らくイメージといたしましては、徳田方面でやられている事業者につきましては、対象から外れてくるものというふうに捉えております。

なお、前回につきましても同様となっておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、経済連のほうの和味といいますか、山のほうにあるものについては、どういう対応でしょうか。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） お答えさせていただきます。

この対象につきましては、まず最初にお断りさせていただくのが、毎年2月1日時点での飼育頭数ということが前提にございます。こうした中で、今年につきましても恐らく5,000頭以下になるのではないかとは思われるのですが、あくまでも2月1日現在という状況でございますので、その報告を踏まえまして対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第8号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第9号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第2号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、発議案第2号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

8番、小川文子議員。

（8番 小川文子議員 登壇）

○8番（小川文子議員） それでは、発議案第2号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、6請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願につい

て、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本会議において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

学校現場では、深刻な教職員不足により、教職調整額相当以上の時間外労働を行っている状況であります。このたびの意見書の概要は、教職員の健康と福祉を守るために具体的な業務削減策が不十分である実情を認識し、教職員が一人一人の子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちの豊かな学びを保障するためには、勤務環境改善の障害となる公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を廃止し、適正な時間外手当を支給するとともに、長時間労働の是正を図るために、国として具体的な業務削減策を示し、実効性のある学校の働き方改革を進めることを強く要請するものであります。

また、意見書の提出先につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆参両院議長及び県選出国会議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第2号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和7年矢巾町議会定例会1月第2回会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員